

告 示

埼玉県告示第五十三号

平成二十九年埼玉県告示第千二百二十八号（埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例に係る告示）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

この告示による改正後の規定は、令和六年四月一日以後に救助に係る航空機の運航を開始した場合について適用し、同日前に救助に係る航空機の運航を開始した場合については、なお従前の例による。

令和六年一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

第二号中「五千円」を「八千円」に改める。